



平成 24 年 7 月 13 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長 小池 信三
(コード番号:3228 東証・名証 第二部)
問合せ先: 取締役管理部長 吉川 和男
電話番号: 03 - 3395 - 3587 (代表)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 24 年 7 月 13 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しについて下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。また、同時に株式会社名古屋証券取引所より、名古屋証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認及び名古屋証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達の目的】

当社は、住宅を求める多くの消費者の皆様、都心に近いエリアにおいて、よりリーズナブルな価格で土地付き一戸建てのより良い居住空間を手に入れたいという夢を実現していただくことを目指しております。このような中、当社が事業拡大を実現していくために、財務基盤の一層の強化と業容拡大に伴う住宅建築資金の調達を目的とした新株式の発行を決議いたしました。

この度の新株式発行を通じて財務基盤をより強固なものとして事業規模の拡大を図り、より多くの良質な物件を首都圏及び首都圏以外の都心エリアで提供していくことで、さらなる成長・飛躍を目指し、企業価値を高めていきたいと考えております。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,000,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 24 年 7 月 24 日（火）から平成 24 年 7 月 27 日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成24年8月3日（金）
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小池信三に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 300,000株
 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成24年8月6日（月）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小池信三に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 300,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成24年8月27日(月)
- (6) 払込期日 平成24年8月28日(火)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 小池信三に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しです。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、300,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成24年7月13日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成24年8月28日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成24年8月21日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資に

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

おける最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	18,917,600株
公募増資による増加株式数	2,000,000株
公募増資後の発行済株式総数	20,917,600株
第三者割当増資による増加株式数	300,000株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	21,217,600株 (注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,664,759,000 円については、全額を平成 24 年 9 月末までに不動産販売事業及び不動産請負事業における建築資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

公募増資により財務基盤を強化すると共に調達資金を全額建築資金に充当することにより、今後の事業拡大と収益の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元及び経営基盤の強化と将来の事業基盤拡大に備えた内部留保の充実を図ることを経営の重要課題として位置づけ、配当においては収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、安定的な配当の継続維持を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、現在、年 1 回の期末配当を基本的な方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当社は取締役会の決議によって会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款で定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、事業拡大のための運転資金に充ててまいります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期
1株当たり当期純利益	44,111.29円	488.95円	285.84円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	4,000円 (-円)	30円 (-円)	30円 (-円)
実績配当性向	9.1%	6.1%	10.5%
自己資本当期純利益率	17.2%	30.2%	27.0%
純資産配当率	1.6%	1.9%	2.8%

- (注) 1. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。
 2. 自己資本当期純利益率は、分割を考慮した上で当期純利益を自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
 3. 純資産配当率は、分割を考慮した上で1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。
 4. 平成22年3月1日付で株式1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。
 5. 平成23年2月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。
 6. 平成23年12月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成21年8月期	平成22年8月期	平成23年8月期	平成24年8月期
始 値	215,000円	209,800円 1,485円	2,200円 1,470円	1,300円 655円
高 値	220,000円	321,000円 2,920円	2,930円 1,495円	1,338円 1,140円
安 値	125,000円	197,000円 1,430円	2,125円 800円	1,241円 645円
終 値	196,800円	297,000円 2,200円	2,885円 1,299円	1,260円 839円
株価収益率	4.46倍	4.50倍	4.54倍	-

- (注) 1. 株価は平成23年8月3日までは名古屋証券取引所セントレックス、平成23年8月4日以降は東京証券取引所市場第二部におけるものです。
 2. 平成24年8月期の株価については、平成24年7月12日(木)現在で表示しています。
 3. 平成22年8月期の株価について、印は、平成22年3月1日付株式分割による権利落後の株価であります。
 4. 平成23年8月期の株価について、印は、平成23年2月1日付株式分割による権利落後の株価であります。
 5. 平成24年8月期の株価について、印は、平成23年12月1日付株式分割による権利落後の株価であります。
 6. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である小池信三は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。